



平成27年12月23日

G-1356

我が国が提案した「世界津波の日」の決議の
国連総会本会議での採択

- 1 12月23日（現地時間22日）、ニューヨークで開催中の第70回国連総会本会議で「世界津波の日」を定める決議がコンセンサスにより採択されました。
- 2 この決議は、第3回国連防災世界会議及び持続可能な開発のための2030アジェンダのフォローアップとして、我が国をはじめ142か国が共に提案したもので、11月5日を「世界津波の日」として制定するものです。この決議により、津波の脅威について関心が高まり、その対策が進むことが期待されます。

[参考]

- 1 決議の具体的な内容としては、①11月5日を「世界津波の日」として制定すること、②早期警報、伝統的知識の活用、「より良い復興」を通じた災害への備えと迅速な情報共有の重要性を認識すること、③すべての加盟国、組織、個人に対して、津波に関する意識を向上するために、適切な方法で、世界津波の日を遵守することを要請すること、等を含む。
- 2 11月5日を指定することは、1854年11月5日に和歌山県で起きた大津波の際に、村人が自らの収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたことにより村民の命を救い、被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来する。
- 3 この決議は、12月5日（現地時間4日）、国連総会第2委員会において、コンセンサスにより採択されていた。

内容についてのお問い合わせ先

外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 西野首席事務官

TEL: 090-2149-2407